

「（仮称）第6次宇都宮市障がい者福祉プラン」
及び

「（仮称）第7期宇都宮市障がい福祉サービス計画・
（仮称）第3期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」

- ◎ 趣旨
素案をまとめたことから、その内容について協議するもの

障がい福祉課
子ども発達センター

1. 策定の目的等

【策定の目的】

障がいのある人が住み慣れた地域でいつまでも自分らしく生き生きと安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指し、国の動向や本市の状況、市民ニーズ等を踏まえ、令和5年度で計画期間が終了する現行プラン等を改定し、新たに計画を策定する。

(1) 第6次プラン（期間：令和6年度～11年度の6年間）

- ・「障害者基本法」第11条第3項に定める市町村障害者計画
- ・市の障がい福祉施策の基本的な方向性を示し、事業の計画的な推進を図るための計画

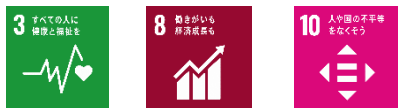
(2) 第7期サービス計画（期間：令和6年度～8年度の3年間）

- ・「障害者総合支援法」第88条に定める市町村障害福祉計画
- ・第6次プランに掲げる障がい福祉サービス等の実施計画

(3) 第3期障がい児計画（期間：令和6年度～8年度の3年間）

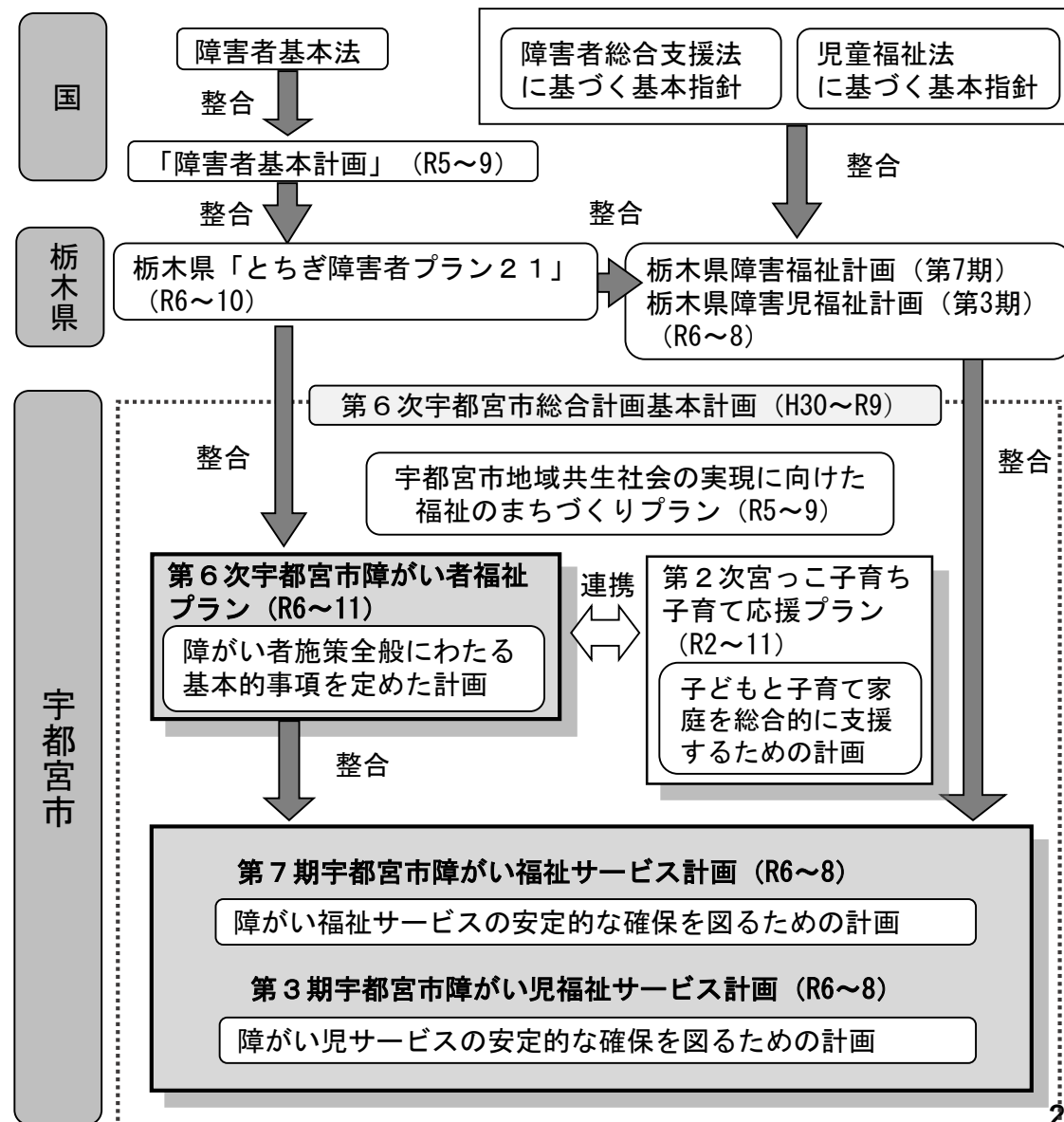
- ・「児童福祉法」第33条の20に定める市町村障害福祉計画
- ・第6次プランに掲げる障がい児福祉サービス等の実施計画

SDGsのゴール



- ③ すべての人に健康と福祉を
- ⑧ 働きがいも経済成長も
- ⑩ 人や国の不平等をなくそう

【他計画との関係】



2. 策定経過

- | | | |
|------|-----|--|
| 令和5年 | 5月 | 障がい者へのアンケート調査 |
| | 6月 | 障がい者団体等との意見交換会 |
| | 7月～ | 庁内策定委員会（策定委員会3回，作業部会3回）
宇都宮市子ども子育て会議（3回） |
| | 8月～ | 宇都宮市障がい者自立支援協議会（2回）
宇都宮市発達支援ネットワーク会議（2回）
宇都宮市社会福祉審議会障がい福祉専門分科会（1回） |

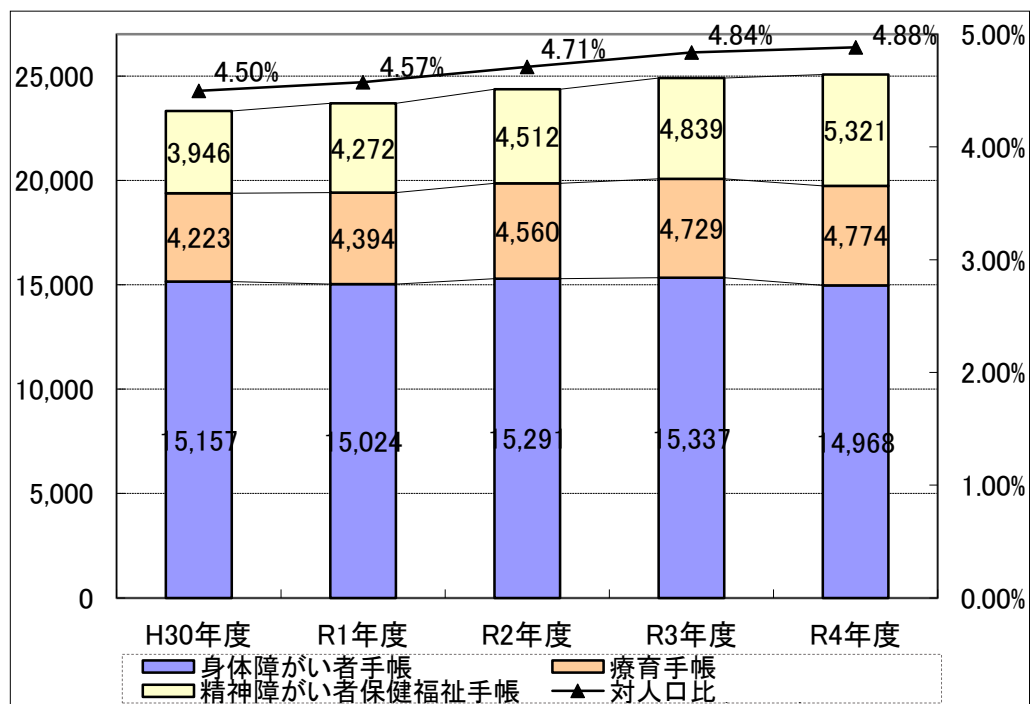
3. 課題について（主な内容）

障がいに係る施策等の経緯

- ・「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行（H30.6）
- ・「第22回全国障がい者スポーツ大会」の開催（R4.10）
- ・「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行（R5.6）
- ・「障害者差別解消法」の改正（R6.4施行）

本市における状況

- ・ 障がい者手帳所持者数は、**年々、増加傾向**にあり、特に精神障がい者保健福祉手帳の伸びが大きい。



	H30	R1	R2	R3	R4	過去5年の推移 R4/H30
身体障がい者手帳	15,157人	15,024人	15,291人	15,337人	14,968人	98.7%
療育手帳	4,223人	4,394人	4,560人	4,729人	4,774人	113.0%
精神障がい者保健福祉手帳	3,946人	4,272人	4,512人	4,839人	5,321人	134.8%
合計	23,326人	23,690人	24,363人	24,905人	25,063人	107.4%

3. 課題について（主な内容）

障がい者を対象としたアンケート調査

- ・緊急時等に対応できる相談支援体制の更なる充実が必要
- ・障がいの重度化に備え、必要なことは「重度障がい者を受け入れる住まいの場の確保」と約7割が回答

障がい者団体との意見交換

- ・切れ目のない支援が必要
- ・医療的ケア児の受け入れ体制の充実が必要
- ・幼少期から障がいへの理解を深めることが必要

現行プラン等の評価

全体として概ね順調な進捗状況だが、以下の課題について取り組む必要がある。

- ・障がい者の就職に繋がる機会の創出や雇用する側との相互理解の促進
- ・文化芸術・スポーツ活動など社会参加活動への支援の充実
- ・社会参加の促進等に向け、外出・移動支援の充実
- ・障がいの重度化・高齢化や親なき後に備え、住まいの場の確保等の充実

3. 課題について（総括）

障がい者の 社会的自立の促進

- ・ 企業と障がい者が就労に係る相互理解を図る取組の充実が必要
- ・ 更なる工賃向上のための支援の充実が必要
- ・ **文化芸術・スポーツ活動など社会参加の促進**が必要
- ・ **外出支援の充実**が必要

障がい者の 地域生活支援の充実

- ・ 緊急時等に対応できる**相談体制の更なる充実**が必要
- ・ サービスの提供体制の充実が必要
- ・ 親なき後を見据えた支援や、**障がい者の重度化・高齢化に対応した住まいの場の確保**が必要
- ・ 障がいの早期発見・早期療育が必要
- ・ **切れ目ない支援の充実**が必要
- ・ **医療的ケア児の受け入れ体制の充実**が必要

障がい者への 理解と配慮の促進

- ・ デジタル活用等による**情報アクセシビリティの向上**を図ることが必要
- ・ **民間事業者における合理的配慮の提供の促進**が必要
- ・ **幼少期からの障がいへの理解促進**が必要
- ・ 権利擁護の取組・体制の充実が必要
- ・ 災害対策の充実が必要

4. 障がい者福祉プラン（基本理念案・基本目標案）

国の「障害者基本計画」 基本理念（R5～9）

共生社会の実現に向け，障害者が自らの決定に基づき，社会のあらゆる活動に参加し，その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに，障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため，施策の基本的な方向性を定める。

「第6次宇都宮市総合計画後期基本計画」目指すまちの姿(R5～9)

「地域共生社会」，「地域経済循環社会」「脱炭素社会」の3つの社会が融合する「スーパースマートシティ」の実現を目指す。

➤ 国の「障害者基本計画」や「第6次宇都宮市総合計画後期基本計画」において「地域共生社会の実現」を目指していることから，新たに策定する第6次プランにおいても第5次プランの基本理念を引き継ぐとともに，総括した課題等に的確に対応する施策・事業を推進するため，3つの基本目標を引き継ぐ。

基本理念

障がいのある人が 住み慣れた地域で いつまでも自分らしく 生き生きと
安心して暮らせる 地域共生社会の実現

基本目標 1 自分らしく生き生きと自立して暮らせる社会の実現

基本目標 2 乳幼児期から生涯にわたり地域で安心して暮らせる社会の実現

基本目標 3 互いに尊重し支え合う暮らしやすい社会の実現

5. 障がい者福祉プラン（施策の体系案）

基本目標1 自分らしく生き生きと自立して暮らせる社会の実現

（成果指標 就労，製作活動，自立訓練など日中活動をしている障がい者の割合 65.6%→70.0%（令和11年度末）

課題

◆障がい者の社会的自立の促進

- 企業と障がい者の相互理解が必要
- 工賃向上のための支援が必要
- 文化芸術活動・スポーツなど社会参加の促進が必要
- 余暇活動や社会参加ができるよう外出支援の充実が必要

基本施策① 就労支援の充実

社会を構成する一員として，自らの能力を最大限発揮し，自己実現できるよう，就労支援の充実を図る。

- 施策：一般就労への支援の充実 ➤ **（拡充取組）障がい者就職サポートの推進**
- 施策：福祉的就労への支援の充実

基本施策② 文化芸術・スポーツ活動等の推進

文化芸術に係る法律の趣旨を踏まえるとともに，「全国障がい者スポーツ大会」のレガシーを継承し，文化芸術・スポーツ活動などの社会参加活動の充実を図る。

- 施策：文化芸術・スポーツ活動の充実 ➤ **（新規取組）障がい者スポーツ体験会の実施**
- 施策：社会参加活動・交流事業の充実・促進

基本施策③ 外出・移動支援の充実

社会参加活動等が容易にできるよう，公共交通の変化を捉えながら，障がいの特性に応じた外出・移動支援の充実や環境整備の促進を図る。

- 施策：障がい特性に応じた外出支援の充実
- 施策：障がい者が移動しやすい環境整備の促進

5. 障がい者福祉プラン（施策の体系案）

基本目標2 乳幼児期から生涯にわたり地域で安心して暮らせる社会の実現

（成果指標 将来の生活に不安を感じていない障がい者の割合 59.9%→70.0%（令和11年度末）

課題

◆障がい者の地域生活支援の充実

➤ 切れ目のない支援が必要

➤ 医療的ケア児の受け入れ体制の充実が必要

➤ 早期発見・早期療育が必要

➤ 緊急時の相談体制の充実が必要

➤ 親なき後、障がいの重度化・高齢化に対応した住まいの場の充実が必要

基本施策① 発達支援の充実

身近な地域で乳幼児期から一貫した継続的な支援を受けられるよう、質の高い相談・療育の提供を図る。

施策：療育の推進 ➤ (新規取組) 医療的ケア児等コーディネーターの総合調整 , 切れ目のない支援事業
(拡充取組) 医療的ケア児支援の充実 など

施策：一人ひとりのニーズに応じた教育・保育環境の充実 ➤ (拡充取組) ここ・ほっと巡回相談事業の充実

基本施策② 相談支援の充実

不安の解消や適切な支援に繋がられるよう、障がい者本人や家族の高齢化、親なき後を見据えた総合的な相談支援体制の充実を図る。

施策：包括的・専門的な相談支援の充実 ➤ (拡充取組) 地域における相談支援体制の充実
子ども発達相談室事業の充実

基本施策③ 住まいの場の充実

住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、親なき後や地域移行を見据えた体制整備に向け、障がいの高齢化・重度化に対応した住まいの場等の充実を図る。

施策：地域における多様な住まいの場の充実 ➤ (拡充取組) グループホーム設置促進

5. 障がい者福祉プラン（施策の体系案）

基本目標2 乳幼児期から生涯にわたり地域で安心して暮らせる社会の実現
(成果指標 将来の生活に不安を感じていない障がい者の割合 59.9%→70.0% (令和11年度末))

課 題

◆障がい者の地域生活支援の充実

➤ 早期発見・早期療育が必要（再掲）

➤ サービスの提供体制の充実が必要

基本施策④ 保健・医療の充実

引き続き、障がいの原因となる疾病等の発症・重度化の予防や身近な地域での適切な治療やリハビリテーションを受けられるよう、保健・医療の充実を図る。

施策：障がいの原因となる疾病等の発症・重度化の予防促進

施策：適切な治療やリハビリテーションの推進

基本施策⑤ 障がい福祉サービス等の充実

総合支援法に基づく障がい福祉サービスや地域生活支援事業の適切な提供のほか、質の高いサービスの提供ができるよう、サービス提供体制の充実を図る。

施策：日常生活を支えるサービス利用の促進 ➤ (拡充取組) 障がい福祉サービス等の充実

施策：サービス提供体制の拡充

5. 障がい者福祉プラン（施策の体系案）

基本目標 3 互いに尊重し支え合う暮らしやすい社会の実現

（成果指標 日常生活において社会的障壁を感じていない障がい者の割合 42.4%→50.0%（令和11年度末）

課 題

◆障がい者への理解と配慮の充実

➤ 民間事業者の合理的配慮の提供の促進が必要

➤ 幼少期からの障がいへの理解促進が必要

➤ 権利擁護の取組・体制の充実が必要

基本施策① 障がいへの理解促進・差別解消の推進

「障害者差別解消法」の改正を契機として、障がい者がより一層、社会的障壁を感じることなく暮らすことができるよう、障がいのある人もない人も、互いに配慮し存在を認め合う、相互理解を深めるための取組を推進する。

施策：障がいへの理解促進

➤ (拡充取組) 地域や企業における障がいへの理解促進事業の充実

施策：福祉教育の推進

➤ (拡充取組) 小学生における障がいへの理解促進事業の充実

基本施策② 権利擁護の充実

社会や地域において、適切な理解と配慮が確保され、障がい者の人権や尊厳が守られるよう、虐待防止の推進や成年後見制度の利用促進を図り、権利擁護の充実を図る。

施策：障がい者虐待防止の推進

施策：成年後見制度の利用促進

5. 障がい者福祉プラン（施策の体系案）

基本目標 3 互いに尊重し支え合う暮らしやすい社会の実現

（成果指標 日常生活において社会的障壁を感じていない障がい者の割合 42.4%→50.0%（令和11年度末）

課 題

◆障がい者への理解と配慮の充実

➤ 情報アクセシビリティの向上が必要

➤ 避難所となる施設のバリアフリー化の推進など、災害対策の充実が必要

基本施策③ 情報アクセシビリティの向上 及び 意思疎通支援の充実

必要な情報を円滑に取得・利用できるよう、情報アクセシビリティの向上や障がい特性に応じた行政情報の提供促進を図るとともに、コミュニケーション支援など、情報バリアフリーを推進する。

施策：情報アクセシビリティの向上 ➤ (拡充取組) 情報アクセシビリティの向上
施策：意思疎通支援の充実

基本施策④ 施設等のバリアフリーの推進

引き続き、障がい者が安心して快適に外出できるよう、障がい者用駐車スペースの適正利用を推進するほか、道路や市有施設のバリアフリー化を図る。

施策：公共施設等のバリアフリーの推進

基本施策⑤ 災害時支援・地域の多様なネットワーク機能の充実

社会や地域において、適切な理解と配慮が確保され、災害時に迅速な対応ができるよう、平常時から支え合う支援体制の充実を図る。

施策：災害対策の充実
施策：地域の多様なネットワーク機能の充実

6. 障がい福祉サービス計画・障がい児福祉サービス計画について (目標設定)

国の基本指針における成果目標

※ 網掛け部分は新規目標

国の基本指針に基づく目標項目		国の目標値(市町村が定める目標)	市の目標値
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	(1) 地域移行者数	令和4年度末施設入所者数の6%以上	令和4年度末施設入所者数(376人)の3%以上(11人以上)(現行計画と同様) (令和4年度末実績(累計):5人)
	(2) 施設入所者数	令和4年度末の5%以上の削減	現状維持(376人)(現行計画と同様)
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築		※県を対象とする目標値のみ ⇒退院後の地域における平均生活日数など	令和8年度末までに、保健・医療・福祉関係者が円滑に連携して、精神障がい者を地域移行につなぐため、情報共有・意見交換の場を設置するとともに、人材育成による受け入れ体制の強化に係る取組を実施
3 地域生活支援の充実	(1) 地域生活支援の充実	・地域生活支援拠点等の整備及びコーディネーターの配置 ・年1回以上の運用状況の検証、検討	・関係機関と連携を図りながら支援の実施、年1回以上の運用状況の検証・検討
	(2) 強度行動障がい者を有する者への支援体制の充実 新規	強度行動障がい者を有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める	(国と同様)

6. 障がい福祉サービス計画・障がい児福祉サービス計画について (目標設定)



国の基本指針における成果目標

※ 網掛け部分は新規目標

国の基本指針に基づく目標項目		国の目標値(市町村が定める目標)	市の目標値
4 福祉施設利用者の一般就労への移行等	(1) 一般就労への移行者数	令和3年度実績の1.28倍以上 (就労移行：1.31倍，就A：1.29倍，就B：1.28倍)	令和2年度を除いた直近3カ年平均値(117人)の1.28倍以上(就労移行：1.31倍，就A：1.29倍，就B：1.28倍) (県と同様) (令和4年度末実績：97人)
	(2) 就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所 新規	就労移行支援事業所の5割以上	(国と同様)
	(3) 就労定着支援事業の利用者数	令和3年度末実績の1.41倍以上	(国と同様)
	(4) 就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	2割5分以上	(国と同様)
5 障がい児支援の提供体制の整備等	(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	・児童発達支援センター1カ所以上設置 ・障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)推進体制の構築	・通所支援事業者に対して助言・支援すること療育の質の維持・向上を図る ・サービスを必要とする人が必要な支援を受けられるよう，保育所・学校等へ理解を得ながらより一層利用促進を図る
	(2) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保	1カ所以上確保	・重症心身障がい児が身近な地域で適切な支援を受けられるよう，通所支援事業者に対して助言・支援することにより，受け入れ体制の充実を図る
	(3) 医療的ケア児支援の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	・協議の場の設置 ・コーディネーターの配置	・医療的ケア児から者へ，切れ目のない一貫した支援を提供するための協議の場の整備に取り組む ・総合調整するための医療的ケア児等コーディネーターの配置の検討を含めた医療的ケア児の支援体制の強化を図る。

6. 障がい福祉サービス計画・障がい児福祉サービス計画について (目標設定)

国の基本指針における成果目標

※ 網掛け部分は新規目標

国の基本指針に基づく目標項目		国の目標値(市町村が定める目標)	市の目標値
6 相談支援体制の充実・強化等	(1) 相談支援体制の充実・強化	基幹相談支援センターの設置及び体制の確保	・総合的な相談支援や地域の相談支援体制の強化, 重層的支援体制を活用しながら関係機関等との連携の強化 (現行計画と同様)
	(2) 協議会の体制確保 新規	協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組及び協議会の体制の確保	・協議会において, 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組の実施
7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築		サービスの質の向上を図るための体制の構築	・県等が実施する研修への参加, 障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の活用及び適正な指導監査の実施, 事業所における人材確保に向けた支援に取り組む (現行計画と同様)

7. 計画の内容及び特徴

(1) 計画の内容

- ・「第6次プラン」概要版（別紙1），「第7期サービス計画・第3期障がい児計画」概要版（別紙2）参照

(2) 計画の特徴

① 障がいのある人の生活の更なる充実

⇒ 令和4年に本県で開催された「第22回全国障害者スポーツ大会」を契機と捉え、地元民間企業等と連携を図りながら、文化芸術・スポーツ活動等の社会参加を促進するとともに、親なき後への備えや地域移行に向け、これまで取り組んできた地域生活支援体制の機能の充実に加え、重度障がい者の受入れが可能な住まいの場の確保、更には、就労支援の充実など、地域生活支援の一層の充実を図る。

➢（新規取組）障がい者スポーツ体験会，（拡充取組）グループホーム設置促進，障がい者就職サポートの推進 など

② ライフステージに応じた切れ目のない支援の強化

⇒ 乳幼児期の早い段階から、誰一人取り残さず、健やかな成長を後押し、ライフステージに応じて、地域の保健・医療・福祉・保育・教育・就労等の関係機関が連携を図り、重層的支援体制の整備事業の実施など、切れ目のない一貫した支援の強化を図る。

➢（新規取組）医療的ケア児等コーディネーターの総合調整，切れ目のない支援事業，（拡充取組）ここ・ほっと巡回相談事業 など

③ 合理的配慮の提供促進・障がいの特性に応じた情報アクセシビリティの向上

⇒ 障がいへの理解の一層の促進に向け、民間事業者等における合理的配慮の提供を促進するとともに、デジタルの活用による障がい特性や個々のニーズに応じた情報提供の充実を図るなど、情報アクセシビリティの向上に取り組む。

➢（拡充取組）地域や企業における障がいへの理解促進事業の充実，情報アクセシビリティの向上 など

8. 今後のスケジュール

令和6年	1月	パブリックコメント（1月下旬まで）
	2月	子ども子育て会議 宇都宮市社会福祉審議会からの提言 計画策定，公表